

決議第1号 関厚市長に対する不信任決議について

標記について、鹿角市議会会議規則（平成4年鹿角市議会規則第1号）第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和7年1月30日提出

提出者	鹿角市議会議員	児玉悦朗
賛成者	鹿角市議会議員	戸田芳孝

提案理由

関厚市長が職員に行ったパワハラ行為が第三者委員会で認定されたことは、市のトップを司る市長としての資質が決定的に欠けていることであり、頑なに非を認めようとしない姿勢から判断するに、関市政の下では鹿角市の発展が期待できないものと判断せざるを得ないため。

関厚市長に対する不信任決議（案）

関市長は令和３年７月３日に市長に就任されたが、「就任後の市政運営を見るに、市長としてのリーダーシップの発揮やステークホルダーとの関係性の構築において、そのための努力と資質に大いなる疑問を感じざるを得ない」として、令和５年１２月２２日に関市長に対する辞職勧告決議案が可決された。その後、関市長はこの決議を受け入れず、現在に至っている。

辞職勧告決議案提出の理由として５項目を列挙していたが、その中の一つに職員への影響を掲げていた。

その後、関市長がパワハラ発言をしているのではないかという声を聞き、当局に調査することを提案したところ、副市長を先頭に職員に対してアンケート調査が実施された。調査結果を見ると、就任当初から現在まで３年半にわたってパワハラが繰り返されていたことが露呈した。

対象者２７３名、回答者２５７名中、「パワハラ又はパワハラ的な言動等を受けたことがある」や「目撃したことがある」とする職員が７５名という驚くべき調査結果であり、自由記載の内容の中には「これで俺の言うことを聞かないやつは懲戒免職にしてやる」や「おまえ、退職金をもらえなくしてやろうか」等、耳を疑うような内容も記載されていた。調査を実施した副市長は、調査内容を概ね事実であると認めたが、これに対して関市長は、定例記者会見や議会冒頭で謝罪と称して発言されたが、事件の当事者でありながら「第三者委員会を立ち上げ、真相を究明していく」との発言は、アンケートの内容を事実として認めないということであり、とても謝罪したという内容ではなかった。

その後実施された第三者委員会の調査結果が発表され、令和３年９月から令和６年６月までの１２事案がパワハラと認定された。内容は衝撃的であり、中には「令和５年９月８日の一般質問検討会後、職員に対し、十和田図書館建設工事に関し、こういうとき霞が関では誰かが責任を感じてＪＲに飛び込んだりビルの上から飛び降りたりするなどと発言した」とのことで、これに対して関市長は発言をしたことは認めつつ、「自殺を促すような趣旨ではなく、逆に自殺者を出さないようにとの趣旨であった」と弁明、報告書は「関市長の発言が自殺防止の文脈で話されたものであったとは認められない」と結論づけた。この内容は暗に自殺を促したと捉えられても不思議ではない。

この事案以外にも、筆舌に耐え難い内容が多くあった。これらのことが市長就任当初から続いて発生していたことは、職員としても耐え難いものだったと推察する。

関市長自ら設置を認め、公費を使い行った第三者委員会での調査でパワハラが大量に認定されたことは、言い訳などできるはずもない。パワハラは絶対に許されない行為である。この責任をどのように取るつもりなのか。

報道機関から責任の取り方を質問された際に、「負の遺産を解消するために不退転の決意で頑張る」と発言していたことを見るにつけ、とても反省しているとも思えない。もはや市長として職員との関係修復は期待できず、ましてや組織を統率して行政を前進させることなどできるはずも

ない。

関市長、あなたはこの３年半の間、一体何をやってきたのか。

以上のことから、関市長は、市のトップを司る市長としては不適任であることは明白であり、また、パワハラ問題では形式的な謝罪はしたものの、自身の所業については頑なに非を認めようとしない姿勢から判断するに、今後も改善は望むべくもなく、関市政の下では鹿角市の発展は期待できないというより、むしろ後退するものと判断せざるを得ない。

本日、定例会初日に市長不信任決議案を提出することは、これから提案される議案、特に令和７年度当初予算審議に影響を与えることは承知しているが、市政の運営に支障が出ないような運営方法もあることも考慮した上で、この度のあまりに大量なパワハラ行為と衝撃的な内容が第三者委員会で認定されたことで、この状態のままでは予算審議など市長に対して質問などできるものではない。一刻も早く関市長のパワハラ問題を解決することこそが本市の健全な市政運営に資するものと確信するものである。

よって、本市議会は、関厚市長を信任しない。

以上、決議する。

令和７年１月３０日

鹿 角 市 議 会